

労政機関における労働相談の実態

[研究メンバー]

主査	諏訪康雄	法政大学教授
	清家 篤	慶應義塾大学教授
	山川隆一	武蔵大学助教授
	山田一成	法政大学専任講師
	村中孝史	京都大学助教授
事務局	李 鋌	東京大学大学院
	山口純子	法政大学研究生

[報告書目次]

- 第1章 労働組合組織率低下の中で紛争処理システムをどう考えるか
- 第2章 労働相談をめぐる問題
- 第3章 資料解説編
- 第4章 参考資料

[内容要旨]

近年、集団的な労働争議が減少するのと反対に、個別紛争の増加傾向が目立ち、これに対応する処理システムについて関心が高まってきている。

新たな処理システムについては既に立法論も含め、論議されているところであるが、現在は、労働組合員でない労働者が、労働争議に当たらない労使紛争処理にサービスの提供を受けられる機関は公私様々あっても、機関の性格から限定・制約を受けるもの、あるいは利用件数が少ない等のものが多く、そのなかで都道府県の労政主管事務所（以下労政事務所という）は、法令による所掌事務が明確ではないが、現実に取扱う領域も広く、その取扱い件数も多い。

また今後、新システムを検討するに当たっては、現在の制度が利用されていない理由を検討して、その障害を取り除く必要が言われている。労政事務所の取扱い件数が各地方公共団体によって大きく異なるため、差異の生ずる要因を探ることができるのでは、と考えられる。

以上の理由から労政事務所を対象に調査することとした。なお、既存の制度がなぜ利用されないかは、制度自体の要因、相談者要因、環境要因等を合わせて考える必要があるが、今回は、制度自体の要因に主に着目して調査・分析を行った。

1 全国の都道府県労政機関（独自の管轄を持つ労政・労働福祉主管課と労政主管事務所合わせて 260、以下労政機関という）の全数に対して通信調査を実施し、すべての調査票を回収した。また、この調査に先立ち一部の労政機関、労働基準監督署、婦人少年室、公共職業安定所の、事例調査も行った。

2 調査の結果、都道府県として労働相談を全く行っていない所はないが、出先機関については全く行っていない所から、15 もの出先機関で相談に応じている所まで様々である。また、同じ労働相談と称していても、その取扱う領域の広さ・関与の程度も様々である。

この様な違いがおこる理由の一つは、労政事務所の設置は条例で定めるところであって、各都道府県の判断によって、労働相談にどのような対応を採るかの必要性の判断と予算、人員等限られた資源の配分方法が定まる。労政機関の殆どは、どこに相談すればよいかを伝える交通整理的機能を有しているものの、具体的な紛争に関与する機関は少なく、とりわけ、他の機関の権限に属する紛争にも関与する労政機関は 1 割程度である。すなわち、労政機関は労使双方に接触して積極的に紛争解決を図る紛争処理システムというより、相談者に対して他の機関の紹介、法令解釈、問題整理アドバイスを主として行う労使紛争対応援助システムといえる。

なお、労政機関は、裁判所以外の機関で処理されることが原則の紛争処理のほか、本来なら裁判所処理が原則の権利紛争を持ち込まれることが多く、紛争の種類の違いにもかかわらず異なる対応をしていないことがわかった。

3 今回の調査では、おそらく労政機関に対して初めての全国的な調査を行い、その全体像をおぼろげながらも浮かび上がらせることができた。

また、十分とはいえないまでも、行政機関の提供するサービスの質と、人口 100 万人当たりの労働相談件数の関係などを明らかにすることができたことも、本研究の寄与した点に挙げられる。